

食安輸発0628第1号
平成25年6月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産ねぎ(わけぎを含む。)のアルジカルブ及びアルドキシカルブ)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号(最終改正：平成25年6月26日付け食安輸発0626第2号)にて通知したところです。

今般、平成24年12月28日付けで食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別表1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ねぎ(わけぎを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		アルジカルブスルホキシド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアルジカルブスルホキシドが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ねぎ(わけぎを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		アルジカルブ及びアルドキシカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアルジカルブ及びアルドキシカルブが検出されるおそれがあるため。

に改めるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。